

矢巾町・矢巾町上下水道事業管理者発注に係る
物品の買入れ等競争入札参加資格申請をする方へ

1 資格要件について

- (1) 営業又は事業に関し法律上許可、認可等が必要とされる場合において、その資格を有する者
- (2) 関係法令の規定による営業又は事業若しくは業務の停止並びに事務所の閉鎖処分を受けていない者
- (3) 審査基準日（令和 8 年 9 月 30 日となります。以下同じ。）において営業又は事業年数が 1 年以にある者
- (4) 審査基準日の直前の営業又は事業年度において、競争入札への参加を希望する業務についての業務履行実績（別表の大分類ごと）を有する者（「財産等売払い」を除く。）
- (5) 町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (6) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定に違反していない者

2 欠格要件

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 営業又は事業に関し、法令の規定による許認可、免許、登録等を必要とする場合において、当許認可、免許、登録等を受けていない者
- (3) 暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりをもつ者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 矢巾町及び矢巾町上下水道事業管理者との契約において次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年又は町長が定めた期間を経過していない者
 - ア 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年又は町長が定める期間を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (6) 資格審査申請書の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

3 資格審査結果の通知及び資格の有効期間

(1) 資格審査結果の通知

郵送による資格審査結果の通知は行いませんのでご了承ください。

なお、矢巾町のホームページにて入札参加資格者名簿を公表(令和9年4月1日掲載予定)しますのでそちらをご確認ください。

(2) 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの1年間です。

4 受付する営業品目

盛岡広域8市町で統一の別紙「営業品目一覧表」のとおりとなります。希望分類の選択の際、該当する分類名がない場合は、一番近いと思われる分類を選択してください。

また、表の右側に、関係する許可、認可等を例示していますが、記載されていなくても、資格、許可等が必要な場合は、その写しを提出してください。